

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	排水設備設置義務の免除に係る許可
概要	公共下水道の供用を開始した場合、その土地の所有者、使用者は下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管その他の排水設備を設置しなければなりません。特別の事情により大阪市長の許可を受けた場合は、排水設備の設置義務を免除されます。
根拠法令等 及び条項	下水道法 第10条第1項ただし書 排水設備設置義務免除事務取扱要綱（建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）にて配布）
審査基準	排水設備設置義務免除事務取扱要綱 （1）間接冷却水等、汚濁物質と直接接触しない下水であること。 （2）免除に係る下水を排除するための公共用水域が工場又は事業場の付近にあり、かつ、当該水域が将来にわたって確保されていること。 （3）免除により公共用水域に放流しようとする下水の放流時の水質が、下水道法施行令第6条に定める放流水の水質の技術上の基準に適合していること。ただし、公共用水域から取水する工場等間接冷却水等に係る放流下水については、放流時の水質が、取水時の水質と同等であるか又はそれ以上に良質化していること。 （4）下水を公共用水域に放流させるための導水管及び放流施設等と他の排水設備は完全に分離し、かつ、その排水系統が容易に確認できるものであること。 （5）免除により公共用水域に放流しようとする下水の量が測定できるものであること。 なお、上記のほか大阪市長が特にやむを得ないと認めるときは免除する場合がある。 下水道法施行令第6条に定める放流水の水質の技術上の基準については別紙のとおり。
標準処理期間	30日間
経由日数	なし
提出先	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）
提出時期	随時
提出方法	必要書類等は、事前に建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）までお問い合わせください。
手数料	なし
相談窓口	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000411858.html
備考	

【建設一法申一15】審査基準中の別紙

項目	基準値		条文	
	排水基準値			
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6			
生物化学的酸素要求量	15(又は13注1)mg/L 以下		下水道法施行令(以下令という。)第6条第1項	
浮遊物質	40mg/L 以下			
大腸菌群数	3000個/cm ³ 以下			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量			令第6条第3項(水質汚濁防止法第3条第3項(上乘せ基準))	
鉱油類含有量	3mg/L 以下			
動植物油脂類含有量	10mg/L 以下			
フェノール類	5mg/L 以下		令第6条第3項(水質汚濁防止法第3条第1項(排水基準))	
銅及びその化合物	3mg/L 以下			
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下			
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下			
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下			
クロム及びその化合物	2mg/L 以下			
窒素	最大 120mg/L 又は 以下 日平均 60mg/L 注2 15mg/L 以下			
燐	最大 16mg/L 又は 以下 日平均 8mg/L 注3 2 mg/L 以下			
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下			
シアン化合物	1mg/L 以下			
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L 以下			
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下			
6価クロム化合物	0.5mg/L 以下			
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下			令第6条第3項(水質汚濁防止法第3条第1項(排水基準))
アルキル水銀化合物	検出されないこと 以下			
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下			
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下			
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下			
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下			
四塩化炭素	0.02mg/L 以下			
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下			
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下			
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下			
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下			
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下			
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下			
チウラム	0.06mg/L 以下			
シマジン	0.03mg/L 以下			
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下			
ベンゼン	0.1mg/L 以下			
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下			
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下			
ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下			
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L 以下			
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気をおびていないこと		令第6条第3項(大阪府生活環境の保全等に関する条例における横出し項目)	
ダイオキシン類	注4 10pg-TEQ/L 以下		令第6条第4項(ダイオキシン類対策特別措置法)	

注1: 平野・住之江処理場に適用

注2: 今福処理場に適用

注3: 放出・千島・住之江・海老江・十八条・津守・大野・今福・市岡・平野処理場に適用

注4: ダイオキシン類については、その下水処理場がダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設の有する場合及びその処理区域内にダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設の有する事業場の存在する下水処理場のみに適用される。